

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ
 特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、
 「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。
 また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。



北信消費生活センター (〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1) ※受付時間 8:30~17:00
 ☎026-223-6777 FAX 026-223-6771 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

中信消費生活センター (〒390-0852 松本市島立1020松本合同庁舎内) ※受付時間 8:30~17:00
 ☎0263-40-3660 FAX 0263-40-3701 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

南信消費生活センター (〒395-0034 飯田市追手町2-641-47) ※受付時間 8:30~17:00
 ☎0265-24-8058 FAX 0265-21-1703 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

東信消費生活センター (〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内) ※受付時間 8:30~17:00
 ☎0268-27-8517 FAX 0268-25-0998 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

もしくは、市町村消費生活センター・消費者相談窓口へ



悪質商法にご用心!

ひとりで悩まずすぐ相談!

若者だって被害は188(イヤヤ)

☎局番なしの188 消費者ホットライン

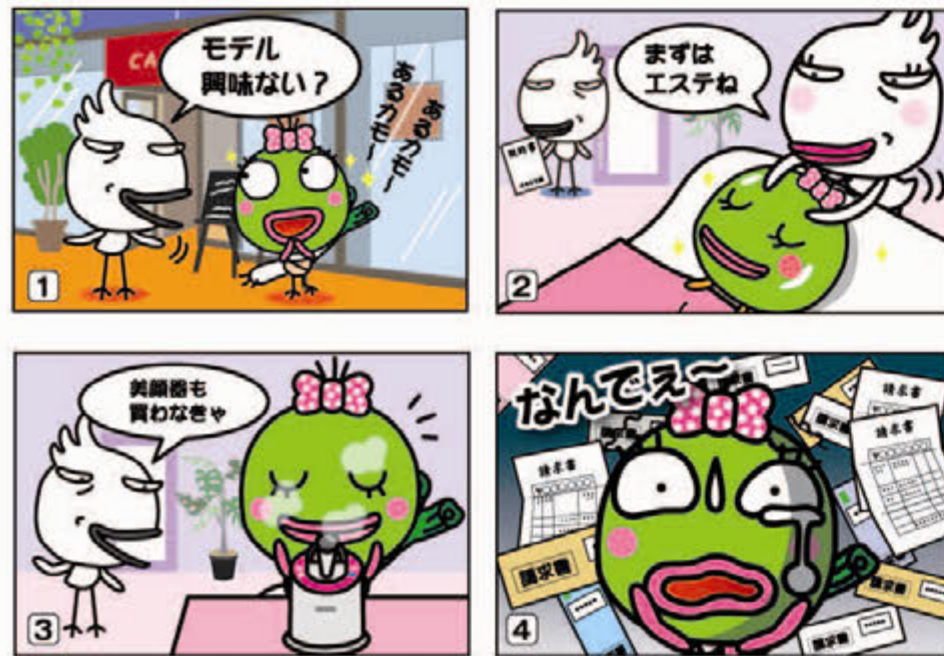
📍長野県消費生活センター

北信 ☎026-223-6777 南信 ☎0265-24-8058
 中信 ☎0263-40-3660 東信 ☎0268-27-8517



こんなことがあったら狙われているかも…

街中を歩いていたら呼び止められて…



キャッチセールス

駅前や繁華街の路上で「無料体験」「アンケート調査」「モデルに興味ない？」などと呼び止めて、販売の目的を告げずに事務所などへ連れて行き、ウマイ話をして高額な契約を結ばせる商法。

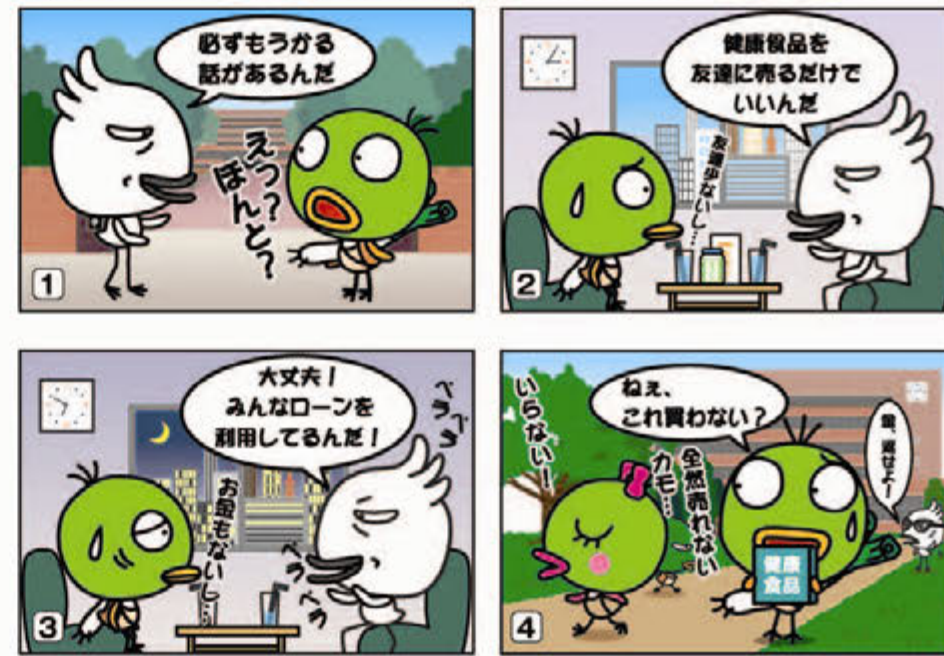
カモにならないために

- 路上などで声をかけられても、安易に個人情報を伝えない。
- ウマイ話を安易に信用しない。家族や周りの人の意見を聞いて慎重に対応しよう！しつこく勧誘されても「いらない」「買わない」ときっぱり断りましょう。

■こんな手口にも注意！

「お金はこちらで払う。とりあえず形式的に契約書を書いてくれ」と高額なエステ、美顔器や化粧品などを契約させるケースもあるので注意しましょう！

「友達に紹介すれば必ずもうかる」と言われて…



マルチ商法/マルチまがい商法

会員になって商品を販売すれば、マージン(紹介料)がもらえる商法。入会後に人を紹介すれば、収入が得られると告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために

- 友達に信じて話があると誘われても、簡単に次の人を誘えるわけではありません。たとえ、友達が契約してくれたとしても、今度はあなたが加害者になります。
- 商品を購入するために学生ローンや消費者金融を勧められたら、注意が必要です。「みんなが借りているから大丈夫」という言葉に惑わされないようにしましょう！

SNSで知り合った人に誘われて…



アポイントメントセールス

販売の目的を告げずに、喫茶店等に呼び出して、契約しないと帰れない状況にして高額な契約を結ばせる商法。最近では、SNSや出会い系サイトで知り合った異性(宝石販売業者など)が恋愛感情をちらつかせ、断りづらい状態にし、借金をさせ、宝石等を買わせる手口も増えてきています。

カモにならないために

- SNSで知り合った人と会う時は慎重に対応しましょう。
- 「あなただけ特別！」などと気を引く言葉で勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばないようにしましょう！

■こんな手口にも注意！

就職活動のアンケートを求められ回答すると、後日「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、高額な講座の契約を結ばせる手口もあるので注意をしましょう！

「契約完了。料金を請求します」と届いて…



架空請求/不当請求

アダルトサイトなどで、利用者が安易にクリックしたら「契約完了」「料金請求」などと表示され、不当に高額な料金を請求されるというワンクリック請求のトラブルが多発しています。また、「連絡がなければ法的措置を取ります」「最終通告」などと書かれた根拠のないメールを送りつけて連絡させようとする架空請求もあります。

カモにならないために

- 身に覚えのない請求には、応じる必要はありません。
- シャッター音がしても写真は実際には撮られていません。
- 「連絡するように」との文句に慌てて自分から連絡してしまうと、自分の個人情報を教えてしまうことになります。
- このような事業者からメールや電話が来たら受信・着信拒否設定や、メールアドレスを変更するなどの対策をとりましょう！

SNSを悪用したトラブルが増えています！

趣味や興味がある話題で接近し、親しくなると錯覚させた後、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。個人情報を安易に公開しないようにするとともに、SNSで知り合った相手の書き込み内容等を、全てうのみにしないよう気を付けましょう。

クレジット契約もサラ金も「借金」です！

「お金がない」と断ると、クレジット契約や無利やり消費者金融(サラ金)からの借入れをさせる手口が増えています。借金を返せなくなると、将来の信用に影響し、ローンが組めなくなることも…。売買契約は、自分の支払い能力の範囲内で行いましょう！



これだけは覚えておこう！



「絶対もうかる」「格安」など、ウマイ話を安易に信用しない！



悪質商法カモ?と思ったら、消費生活センターへ相談しましょう！



経験豊かな相談員が、解決のお手伝いをします！



一人で悩まず、すぐ相談！